

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 564

平成22年 5月10日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人 事

事業主に有休取得で指針促す
就業規則の見直しを求める

厚労相の私的諮問機関である労働政策審議会が「年次有給休暇をもっと消化するように、就業規則の見直しを促す指針の改正をおおむね妥当とする」旨の答申を行った。日本の有休(または年休)の取得率(消化日数)は主要11カ国で最下位の約50%、7.9日(09年)で08年より微減するなど、長年、取得率は低いまま。

政府・与党は経済大綱案で「観光大国」を大きな柱に掲げており、日本経団連も「観光立国・地域活性化、健康大国戦略」を打ち出している。それには大型連休を地域別にずらし有休を上手に組み合わせ国内旅行増加につなげることで、観光需要を刺激し地域活性化も図ること等が必要。

答申(労働時間等設定改善指針)は事業主へ有休取得率の目標設定を促すほか、2週間程度の連続休暇制度を設ける場合、職場のすべての労働者が取得できる制度の検討を求めている。指針には事業主の義務はないとはいえ、取得率向上には、「事業主に目標設定を検討してもらうことが不可欠」と、踏み込んだ判断をした。

労働者側は有休を取らない理由として「多忙」が最も多い。次に「職場が取りにくい雰囲気」「休むと周囲に迷惑がかかる」と続く。今後、労使が指針に沿うよう努力し、社内のコンセンサスを共有する企業風土醸成が求められる。

厚労省は指針の周知活動を進めるが、掛け声だけで終わる悪循環に陥ると、せっかくの観光大国案も画餅に帰す。指針は4月1日から適用されている。

税務会計

e-Taxの利用件数は約16%増
利用率は8.8ポイント拡大の45%

国税庁がまとめた2009年度における国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用状況によると、今年3月までの1年間(2009年度)におけるオンライン利用拡大行動計画の15種類の重点手続きの利用件数は約1,658万件となり、昨年比15.8%増と順調に増加していることが分かった。また、同年度における新行動計画ベースのe-Taxの利用率は45.4%となり、前年度より8.8ポイント拡大している。

e-Taxの利用件数が順調に増加した背景には、国税当局が税理士会など関係民間団体と一体となった普及拡大への取り組みがある。これまでの具体的な取り組みをみると、添付書類は第三者作成の添付書類そのものの送付を不要とした。2007年分以後の所得税の電子申告における医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等については、その書類の提出・提示に代えて、その記載内容を入力・送信することで添付省略が可能となっている。

電子署名は、2007年1月以降、税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、電子申告等を行う場合の納税者本人の電子署名が省略可能となった。また、2006年11月以降、e-Taxを利用した還付申告書の処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮したことや、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の適用期限の延長(07年分から10年分の間で1回適用)も、e-Taxの普及拡大に貢献している。

今週のキーワード

労働時間等
設定改善指針

厚労省は3月から「労働時間等見直しガイドラインの改正」として改正指針内容を広報しているが、周知が不十分と批判が出始めている。そこで今後、事業主へ有休取得率の目標設定(指針)を促す。事業主は、雇用する労働者の労働時間等の設定の改善(労働時間、休日数、年次有給休暇を与える時季、その他労働時間等に関する事項についての労働者の生活と健康への配慮と、多様な働き方に対応したものへの改善)を図るため、有休を取得しやすい環境整備が急務となる。